

<新旧対照表>りそなグループアプリ海外送金サービス利用規定

改定前	改定後	変更内容
<p>1. サービスの内容 りそなグループ(以下、「当グループ」という)が提供するサービスで、契約者がスマートフォン等の端末機(以下、「所定端末」という)を使用して、当グループに対し海外送金にかかる取引の依頼を行い、当グループが海外送金を行うサービスをいいます。 りそなグループアプリ海外送金サービス(以下、「本サービス」という)の概要は商品概要「りそなグループアプリ海外送金サービス」に従います。 本サービスが利用できる銀行は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行です。</p>	<p>1. サービスの内容 りそなグループ(以下、「当グループ」という)が提供するサービスで、契約者がスマートフォン等の端末機(以下、「所定端末」という)を使用して、当グループに対し海外送金にかかる取引の依頼を行い、当グループが海外送金を行うサービスをいいます。 りそなグループアプリ海外送金サービス(以下、「本サービス」という)の概要は「りそなグループアプリ海外送金サービス商品概要説明書」に従います。 本サービスが利用できる銀行は、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行です。</p>	商品概要説明書の名称を正式な記載に変更
<p>7. サービスの休止 (1)当グループはシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、事前に通知することなく本サービスの休止時期および内容について本サービスを一時停止または中止することができるものとします。 (2)契約者は、本サービスの休止により発生した損害を当グループが一切負わないことに同意するものとします。</p>	<p>7. サービスの休止 (1)当グループはシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、事前に通知することなく本サービスの休止時期および内容について本サービスを一時停止または中止することができるものとします。 (2)契約者は、本サービスの休止により発生した損害について、当該休止の原因が当グループの故意または重過失によって生じた場合を除き、当グループが一切責任を負わないことに同意するものとします。</p>	6.(6)と平仄を合わせ、当グループが責任を負わないのは「当グループの故意または重過失によって生じた場合を除く」ことを明確化
<p>12. 海外送金サービスの停止・解約等 (1)本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。 (2)契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当グループは本サービスを停止・解約できるものとします。停止・解約時までに処理が完了していない取引の依頼について当グループはその処理を行う義務を負いません。 ①住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当グループにおいて契約者の所在が不明となったとき。 ②相続の開始があったとき。 ③1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 ④契約者が本規定に違反した場合等、当グループが解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤当グループから発送した郵便物が不着等で返却されたとき。 ⑥当グループへの届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。 ⑦「ID」「パスワード」等を不正に使用したとき、またはそのおそれがあるとき。</p>	<p>12. 海外送金サービスの停止・解約等 (1)契約者は、本サービスをいつでも解約することができます。当グループは、1か月前までに契約者に通知することにより、本サービスを解約できるものとします。 (2)契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当グループは、事前に契約者に通知することなく、本サービスを直ちに停止・解約できるものとします。停止・解約時までに処理が完了していない取引の依頼について当グループはその処理を行う義務を負いません。 ①住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当グループにおいて契約者の所在が不明となったとき。 ②相続の開始があったとき。 ③1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 ④契約者が本規定に違反した場合等、当グループが解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤当グループから発送した郵便物が不着等で返却されたとき。 ⑥当グループへの届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。 ⑦「ID」「パスワード」等を不正に使用したとき、またはそのおそれがあるとき。</p>	当グループからの解約の場合は 1 か月前までの通知を必要とすることに変更 強制解約事由に該当した場合には事前の通知が不要であることを明確化

<p>⑧当グループ所定の事項に違反したとき。</p> <p>⑨当グループが本サービスの利用の中止を必要とする相応の事由が発生したとき。</p> <p>⑩「外国為替及び外国貿易法」「米国 OFAC 規制」「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)」などの法律・規制に抵触している時、またはそのおそれがあると当グループが判断したとき。</p>	<p>るとき。</p> <p>⑧当グループ所定の事項に違反したとき。</p> <p>⑨当グループが本サービスの利用の中止を必要とする相応の事由が発生したとき。</p> <p>⑩「外国為替及び外国貿易法」「米国 OFAC 規制」「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)」などの法律・規制に抵触している時、またはそのおそれがあると当グループが判断したとき。</p>	
--	--	--